

議案第 50 号

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特例措置として支給する感染症防疫作業手当について規定するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年朝来市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）の感染者等を収容する病院若しくは感染者等を収容する宿泊施設又は感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時の動線上及び車内において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第 3 条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

議案第 50 号資料

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～2（略）</p>	<p>附 則 1～2（略） <u>（感染症防疫作業手当の特例）</u></p> <p><u>3 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の感染者等を収容する病院若しくは感染者等を収容する宿泊施設又は感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時の動線上及び車内において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>